

子育てふれあいひろば

9日、24日は育児講座を開催します

お問い合わせ先

曾於市子育て支援センター ☎ 0986-76-6565 (直通)
 子育て携帯サイトすまいるキッズ <http://www.smile-kids.jp/sooshi>



日	月	火	水	木	金	土
	1	2 ひろば	3 ひろば	4 親子	5	6
7	8	9 講座	10 ひろば	11 親子	12	13
14	15	16 ひろば	17 ひろば	18 親子	19	20
21 父の日	22	23 ひろば	24 講座	25 親子	26	27
28	29	30 ひろば				

◆ベビーボックス (6月9日)
 親子で一緒に楽しみながら運動します。

対象 1歳未満児の親子

講師 田鍋いずみ先生

◆救急法 (6月24日)
 お子さんの事故防止、対処法などすぐに役立つお話が聞けます。

講師 大隅曾於地区消防組合 救急救命士

※子育て支援センターは、キッズルーム開放・育児相談を実施しています。
 キッズルーム開放 午前10時～午後3時(月曜日～金曜日) 育児相談 午前9時～午後4時(月曜日～金曜日)
 親子ふれあい遊び 午前10時～11時30分 ●会場：生きいき健康センター
 子育てひろば 午前10時～11時30分 ●会場：大隅弥五郎伝説の里
 ●会場：財部保健福祉センター・財部交流館(10日)
 育児講座 午前10時～11時30分 ●会場 9日：大隅弥五郎伝説の里 24日：財部保健福祉センター

身に覚えのない料金請求にご注意ください

お問い合わせ先

経済課 消費生活センター ☎ 0986-76-8823

【相談事例】

未払い代金の債権回収をしているという業者からパソコンにメールが届いた。「滞納しているインターネット接続回線と有料サイト利用料の請求」とのことだが、利用した覚えがない。「今日中に連絡しないと、法的手段に訴える」と書いてある。業者には連絡していないが、どうしたらよいか。
 (80代・男性)

- ▽ パソコンや携帯電話などへのメールで、利用した覚えのない料金を請求される「架空請求」や、アダルトサイトなどの「ワンクリック請求」に関する相談が最近また増加しています。
- ▽ 「期日までに連絡するように」と書いてあっても、絶対に連絡してはいけません。業者からの請求がエスカレートしたケースもあります。
- ▽ 「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」など不安をおおるようなことが書かれていても、利用した覚えがなければ決して支払わず、無視しましょう。
- ▽ ネットで検索して見つけた民間の詐欺被害相談窓口などに相談したところ、**解決料として高額な調査費用や書面作成費用を請求されたという二次被害の相談も急増しています。ご注意ください。**
- ▽ 支払い義務があるかどうか判断できない場合や心配なときは、相手に連絡をする前に消費生活センターにご相談ください。

曾於市消費生活弁護士相談会のお知らせ

6月24日(水) 午前10時～正午に本庁1階会議室で消費生活弁護士相談会を開催します。相談時間は1人30分です。相談は無料ですが、事前の申し込みが必要です。なお、定員になり次第締め切ります。7月は29日(水)の開催予定です。

税チャンネル ～納税があなたを支えます！～

お問い合わせ先

税務課・各支所地域振興課 税務係

末吉 ☎ 0986-76-8804 大隅 ☎ 099-482-5922

財部 ☎ 0986-72-0932

**平成27年度から国保税の限度額と
軽減判定所得が変更になります。**

【限度額】

▽基礎課税額 51万円↓52万円

▽後期高齢者支援金等課税額

16万円↓17万円

▽介護納付金課税額 14万円↓16万円

【軽減判定所得】

国保税は、所得の低い世帯の負担を軽減するため、その世帯の所得に応じて税が軽減されます。軽減の対象となる世帯内所得は次のとおりです。

▽7割軽減基準額の世帯内合計所得
33万円以下は変更ありません。

▽5割軽減基準額

33万円＋（被保険者数＋特定同一世帯所属者）×（24：5万円↓26万円）

▽2割軽減基準額

33万円＋（被保険者数＋特定同一世帯所属者）×（45万円↓47万円）

【国保資格に関する問い合わせ先】

本庁 末吉 保健課

☎ 0986・76・8806

大隅支所 保健係

☎ 099・482・5924

財部支所 保健係

☎ 0986・72・0935

夜間・休日の納税相談について(お知らせ)

「平成27年度の各種税の通知が届いたけど納期どおりの納付が厳しい。どうすればいいの」「昨年度以前に未納があり納付が困難となっている」「納付を放っていたら、多額になってしまった」などお悩みの方はいらつしやいませんか。

そのまま放置しても何の解決にもならず、延滞金が増え、より一層納めるのが困難となります。早めに納税相談を行う事で、なるべく無理の無い計画を立てることが出来ます。

「でも、仕事が休めない」「仕事が午後5時過ぎまでだから間に合わない」という理由で相談に行けないとお悩みの方は、次の日程で夜間・休日の納税相談を行います。

場所… 市役所 本庁 税務課

日時… 6月17日(水)・18日(木)

午後5時30分～午後8時

6月21日(日)

午前8時30分～正午

※大隅・財部支所での夜間・休日の相談は行っていません。

※印鑑をご持参の上、お越しください。

※納税相談は常時(休日・夜間を除く)受け付けています。「本庁 税務課

滞納整理係」までお越しいただく

か、お問い合わせください。

滞納を放っておくと

市民の皆さんが納付している市税やその他の徴収金は、福祉・教育・生活環境の整備など、市民サービスを充実させるために欠かせない財源です。

その財源の確保と納期内に税金を納められている方々との公平性を保つため、税務課では納付の催告や滞納処分に関わり組んでいます。

市税等が滞納となりますと、法律に基づき全ての財産(給与・預貯金・固定資産・生命保険等)に対する調査権限が発生します。

その調査により、差し押さえる財産が発見されると滞納処分(差押え)となります。

なお、調査も差押えも、滞納となっている方に事前に連絡すること無く行われます。

納付が困難であれば、早めに納税相談を行ってください。

6月の納期

- 市県民税 1期
- 国民健康保険税 1期
- 介護保険料 1期
- 有線放送使用料 全期

※口座振替をされている方は、6月30日に振替えます。残高のご確認をお願いします。

国民年金のはなし

お問い合わせ先

市民課・各支所地域振興課 末吉 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923 財部 ☎ 0986-72-0934
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (初めは音声ガイドが対応します)

国民年金の特別徴収について

年金の受給額が急に増えたり減ったりしていませんか？

年金受給額は年金額の改定によって変わる場合もありますが、年金から差し引かれる保険料等の増減によって大きく変わることもあります。

年金から差し引かれるもの

年金から差し引かれるものに介護保険料、国民健康保険税(または後期高齢者医療保険料)、住民税があります。年金から差し引くことを特別徴収といい、この特別徴収は市町村からの依頼で行なわれます。

特別徴収の対象となる方は

65歳以上(国民健康保険は75歳未満・後期高齢者医療保険は75歳以上)で年金を受給されている方です。

特別徴収の対象となる年金は

老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金を対象とし、単独で18万円を超える場合。さらに後期高齢者医療保険料・国民健康保険税は、介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1以下である場合。また住民税は、老齢(退職)年金のみが対象となります。

曾於市年金移動相談所開設日

日時	場所	申込先	
6月9日(火) 午前10時～ 午後3時	本庁 1階会議室	本庁 国民年金係	0986 76-8805
7月7日(火) 午前10時～ 午後3時	大隅支所別館 2階大会議室	大隅支所 市民係	099 482-5923

※鹿屋年金事務所による移動年金相談が上記の日程で開かれます。相談は無料ですが、予約が必要です。予約のない方の相談はお受けできません。また定員になり次第、締め切ります。

住民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険	介護保険料	差し引かれるもの
住民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険	介護保険料	差し引かれるもの
税務課	税務課	保健課	保健課	担当課
※差し引き額に変更があれば随時	6月上旬	※仮の保険料↓4月または6月 確定額↓7月	確定額↓6月	※仮の保険料↓4月 確定額↓6月

※仮の保険料は新規の方のみです。



特別徴収についてはあらかじめ担当課から通知が送付されます。送付の時期は次のとおりです。

曾於市特定不妊治療費助成事業

お問い合わせ先

本庁 保健課 ☎ 0986-76-8806



対象者

助成の対象となるには、基準や条件があります。申請される前に必ず担当窓口へお問合せください。

▽女性の不妊治療

1回につき助成対象経費から当該治療に係る鹿児島県不妊治療費助成額を控除した額

▽男性の不妊治療

1回につき助成対象経費の2分の1の額(100円未満切り捨て)

助成額

男女とも上限は10万円です。

平成27年4月から不妊治療費助成事業に男性の不妊治療費の助成が追加となりました。

市営住宅の入居者を募集します

お問い合わせ先

財部 建設水道課 ☎ 0986-72-0941 本庁 建設課 ☎ 0986-76-8811
 大隅 建設水道課 ☎ 099-482-5953

市では、市営住宅の入居者を随時募集しています。

募集空き家（平成27年4月現在）

末吉地区

▽川内団地

構造 中層耐火（4階建）

間取り 3DK

家賃 1万5900円

募集戸数 5戸

▽光神第2団地

構造 木造平屋

間取り 3DK

家賃 1万2700円

募集戸数 1戸

▽光神第4団地

構造 木造平屋

間取り 3DK

家賃 1万6200円

募集戸数 1戸

▽深川団地63年棟

構造 木造平屋

間取り 3DK

家賃 1万4800円

募集戸数 1戸

▽深川団地3年棟

構造 木造平屋

間取り 3DK

家賃 1万5900円

募集戸数 1戸

▽仮屋団地

構造 木造平屋

間取り 4DK

家賃 3万7500円

募集戸数 1戸
 ※仮屋団地は特定公共賃貸住宅です。入居資格の収入月額は25万9000円以下です。

大隅地区

▽天神丘団地①

構造 中層耐火（3階・4階建）

間取り 3DK

家賃 1万6300円

募集戸数 6戸

▽天神丘団地②

構造 中層耐火（3階建）

※1階・高齢者単身者向け

間取り 1DK

家賃 1万3400円

募集戸数 1戸

▽中野団地

構造 簡易耐火（2階建）

間取り 3DK

家賃 1万4000円

募集戸数 3戸

▽菅牟田団地

構造 簡易耐火（2階建）

間取り 3DK

家賃 1万3100円

募集戸数 3戸

▽中坂元団地

構造 木造平屋

間取り 3DK

家賃 1万2200円

募集戸数 2戸

財部地区

▽中須団地

構造 簡易耐火

間取り 3DK

家賃 1万3900円

募集戸数 3戸

▽正ヶ峯団地

構造 中層耐火（3階建）

間取り 3DK

家賃 1万5800円

募集戸数 7戸

入居資格

①現に同居し、または同居しようとする親族がいること。
 ※単身での入居には別途条件があります。

②収入月額が15万8千円以下であること。

③住宅に困窮していることが明らかであること。

④持ち家がないこと。

⑤市税に滞納がないこと。

⑥入居しようとする親族全員が暴力団員でないこと。

その他

▽市営住宅の家賃は、所得に応じて決定します。

▽敷金は家賃の3カ月分です。

▽連帯保証人が2名必要です。

▽ペットを飼育することはできません。

▽退去時に、畳と襖の交換が必要です。

入居者の選定

随時募集については先着順で、各住宅の募集戸数に達するまで受け付けます。

受付期間 随時

受付時間

午前8時30分～午後5時15分
 ※土・日・祝日を除く

受付窓口

▽末吉地区

本庁 建設課 管理係

▽大隅地区

大隅支所 建設水道課 管理係

▽財部地区

財部支所 建設水道課 管理係



浄化槽の定期検査受検について

お問い合わせ先

本庁 水道課 ☎ 0986-76-8812 財部 地域振興課 ☎ 0986-72-0934

浄化槽は私たちの生活から排出された汚水を浄化し、きれいな水にして流すことができる装置です。そのため、業者に委託して行う「保守点検」と「清掃」をきちんと行い、水質に関する「法定検査」を受けることが義務付けられています。

定期検査（浄化槽法第11条）

浄化槽の機能と維持管理状況（使用・保守点検・清掃）に問題がないかどうか検査します。また、浄化槽から放流される水が基準以下のきれいな水になっているか、処理水を持ち帰り詳しい水質検査（BOD）を実施します。

平成17年度から5人槽～10人槽の家庭用浄化槽も検査の対象となりました。

※BOD（生物学的酸素要求量）とは、水の汚れの程度を表す指標です。合併処理浄化槽は20mg/L以下という基準が定められています。

	内 容	人間でいえば・・・	自動車では・・・
保守点検	機能を保つためのメンテナンス作業（消毒薬の補充、モーターの点検等）	日常の健康管理	ガソリン補給やオイル交換
法定検査	維持管理状況および放流される処理水の水質検査（BOD）	定期健康診断	車 検

検査料金（一般家庭5人槽～10人槽）

▽単独処理浄化槽 4000円

▽合併処理浄化槽 6000円

※財部町においては、平成14年度以降に合併処理浄化槽を設置された方は毎月の浄化槽使用料に検査料金が含まれています。

※検査対象となった浄化槽（設置年度ごとに対象としています）については事前に指定検査機関から日程通知があります。必ず受検してください。

問合わせ先

鹿児島県知事指定検査機関（公財）鹿児島県環境検査センター

☎ 099-206-9000

<http://www.kagoshimakensa.or.jp>



ハンセン病問題を正しく理解する週間

お問い合わせ先

本庁 保健課 ☎ 0986-76-8806

6月2日から6月27日は「ハンセン病問題を正しく理解する週間」です

ハンセン病問題に対する解決促進を図るために、県では「ハンセン病問題を正しく理解する週間」を定めています。

ハンセン病は、らい菌によっておこる感染症で、遺伝病ではありません。らい菌の感染力は弱く、非常にうつりにくい病気です。また、早期発見と早期治療により短期間で完治する病気です。我が国に感染源となるものはほとんどありません。誤った隔離政策により、強制的に隔離され、ご本人だけでなく、ご家族も偏見や差別を受け、かけがえのない多くの方々の人生が奪われました。今もなお、多くの方々が療養所での生活を余儀なくされています。

長い間、差別や偏見に苦しめられた方々が、安心して生活できる地域づくりのために、また、このような悲しい歴史を二度と繰り返さないために、私たち一人ひとりがハンセン病問題とは何かを正しく理解することが大切です。

平成 27 年 4 月から曾於市生活相談支援センターを開設しています

お問い合わせ先

財部 福祉事務所 生活相談支援センター係 ☎ 0986-72-0943

一人で悩まないでください！
あなたが抱えている不安や心配などをご相談ください。

【例えば】

- ▽生活に困っている
- ▽仕事が見つからない
- ▽家賃が払えない
- ▽家族のことで悩んでいる
- ▽病気で働けない
- ▽住むところがない
- ▽社会に出るのが怖い
- ▽将来が不安 など

※支援員が相談に応じ自立まで継続して支援します。

相談・支援の流れ

- ① **悩みごと・心配ごとをお話してください**
▽あなたが抱えている問題を支援員がお聞きします。
- ▽相談の内容によって、適切な対応ができる専門機関へつなぎます。
- ② **問題を解決するために計画をたてます**
▽具体的な目標を一緒に考えていきます。
- ③ **自立のために一緒にやり目標に取り組みます**
▽あなたの問題を解決するために、それぞれの状況に合わせて継続して支援します。

相談時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
※土・日・祝日・年末年始を除く

平成 26 年度 曾於地区介護保険組合 情報公開・個人情報保護制度運用状況の公表

情報公開制度

情報公開制度とは、組合が保有する公文書を要求に応じて公開する制度です。介護保険行政に対する住民の理解と信頼を深め、住民参加による公正で開かれた介護保険行政の推進に資することを目的としています。

個人情報保護制度

個人情報保護制度とは、個人情報の適正な取扱いを確保し、誰もが組合の保有する自己情報の開示、訂正および利用停止の請求ができる制度です。介護保険行政の適正で円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的としています。

お願い

介護保険の申請をされた方は、かかりつけの病院（申請書に記載された病院）での受診が必要です。早めの受診と受診される際は、病院の受付に「介護保険のための受診」とお伝えください。

※曾於地区介護保険組合とは、介護保険法に基づく要介護認定等を行うため、曾於市、志布志市、大崎町の2市1町で設立している地方公共団体です。

お問い合わせ先

曾於地区介護保険組合 ☎ 099-471-6545

内容	開示請求	決定状況					不服申立て等
		全部開示	部分開示	取下げ	不開示	不存在	
情報公開	0	0	0	0	0	0	0
個人情報保護	1	1	0	0	0	0	0

児童手当の現況届について

現況届提出対象者には6月末までに案内通知する予定です
対象の方は現況届を提出してください



お問い合わせ先

財部 福祉事務所 児童福祉係 ☎ 0986-72-0936
末吉 保健課 福祉係 ☎ 0986-76-8807
大隅 保健福祉課 福祉係 ☎ 099-482-5925

児童手当制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することで、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

児童手当制度の仕組み

児童手当は、満15歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している方に支給されます。

児童手当を受給している方に配偶者がいる場合、所得の高い方が次回から受給者となります。

ただし、児童が知的障害児施設などの障害児福祉施設や児童養護施設などの児童福祉施設などに一定期間以上入所している場合は、施設設置者に支給されます。

また、一定期間以上留学している児童の場合、支給されません。

所得制限限度額（下表）

所得制限限度額は、前年の所得額で判定します。また、所得には一定の控除があります。

なお、年によって限度額は変更になることがあります。

児童手当支給月額

◎所得制限限度額以内の場合

3歳未満児 一律1万5千円

3歳以上、小学校修了前まで

・第1子、第2子 1万円

・第3子以降 1万5千円

（第3子以降とは、満18歳到達後最初の3月31日までの児童を含めて3番目以降の児童です）

中学生（満15歳到達後最初の3月31日まで） 一律1万円

◎所得制限限度額を超えている場合（特例給付）

一律 5千円

現況届の提出

法律により、児童手当を受給している方は毎年「児童手当現況届」を提出しなければなりません。

（なお、公務員の方は、職場で現況届を行ってください）

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるか確認するためのものです。

現況届提出対象者の方には、6月末までに案内通知を郵送する予定です。

現況届の添付書類

①受給者の健康保険証の写し

※児童の保険証ではありません

②平成27年1月1日現在で曾於市に住所がなかった方は、平成27年1月1日の住所地の市区町村が発行する平成27年度所得課税額証明書

③その他必要に応じて提出する書類（別居監護申立書、別居している児童の住民票謄本等）

現況届の提出がない場合

6月分以降の児童手当は支給されません。

所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算してあります。